

【説明資料】

パワーポイント印刷資料

議案第264号

県北都市計画 公園の変更について(案)

(街区公園 2. 2. 140 時田公園)

— 目 次 —

都市計画公園(2. 2. 140 時田公園)

- 1 都市計画公園について・・・・・・・・・・・・・・・・P3～
- 2 都市計画公園の位置について・・・・・・・・P8
- 3 都市計画公園の整備計画について・・・・・・・・P9
- 4 都市計画公園の区域について・・・・・・・・P10～
- 5 都市計画公園の変更による支障の有無の整理・・P13～

1 都市計画公園について

都市計画公園

公園とは、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地である。

(都市計画運用指針 抜粋)

本案件の2・2・140 時田公園は、福島西土地区画整理事業に伴い、平成7年7月3日付、福島市告示第91号にて都市計画決定されています。

公園の都市計画に定めるべき事項は、①種別②面積とされており、本公園は種別、名称、位置、面積を都市計画決定しています。

1 都市計画公園について

① 種別及び名称（都市計画法施行規則第7条第5号）

公園に関する都市計画において定める公園の種別は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園及び特殊公園とされています。

本案件の2・2・140時田公園の種別は街区公園にあたります。

街区公園は主として街区内に居住する者の利用に供することを目的としています。

1 都市計画公園について

② 規模

公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、次のとおり種別に応じてそれぞれ標準的な規模が示されています。

- i 街区公園 0.25haを標準。
- ii 近隣公園 2haを標準。
- iii 地区公園 4haを標準。
- iv 総合公園 おおむね10ha以上を標準。
- v 運動公園 おおむね15ha以上を標準。
- vi 広域公園 おおむね50ha以上を標準。

1 都市計画公園について

③名称

公園に関する都市計画において定める名称は、番号及び公園名とし、番号の付し方は以下の凡例に示すとおりであり、

※ 区分 規模 一連番号

○ ・ ○ ・ ○○

i 区分

区分2 街区公園

区分3 近隣公園

区分4 地区公園

区分5 総合公園

区分6 運動公園

区分7 特殊公園^ア)

区分8 特殊公園^イ)

区分9 広域公園

ii 規模

2 面積1ha未満のもの

3 面積1ha以上4ha未満のもの

4 面積4ha以上10ha未満のもの

5 面積10ha以上50ha未満のもの

6 面積50ha以上300ha未満のもの

7 面積300ha以上のもの

iii 一連番号

当該都市計画区域ごとに、
区分ごとの一連番号を付する。

本案件の都市計画公園は 2・2・140 **時田公園**となります。

1 都市計画公園について

④ 配置

公園の配置計画に当たっては、自然地の分布、土地利用、交通系統等の現況及び計画を勘案して、以下に掲げる種別毎の方針を基準とすることが望ましいとされています。

i 街区公園 誘致距離250mを標準。

ii 近隣公園 誘致距離500mを標準。

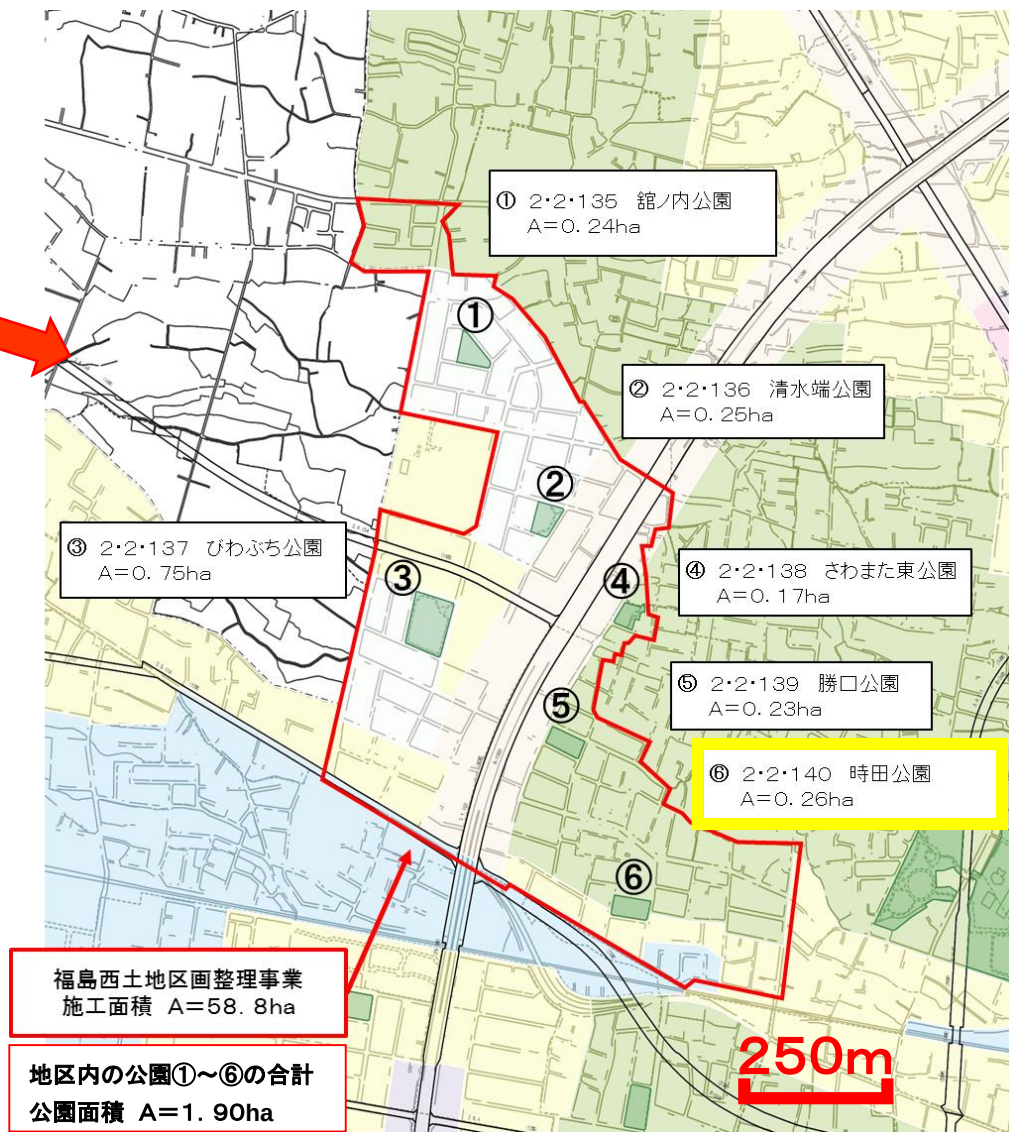
iii 地区公園 誘致距離1kmを標準。 、iv 以下省略

本案件の2・2・140 時田公園は、福島西土地区画整理事業の事業計画により位置・規模が決定された6か所の街区公園のうちの1つです。

2 都市計画公園の位置について



本案件の2・2・140 時田公園は、本市の中心部より北西へ約2.5kmに位置しています。

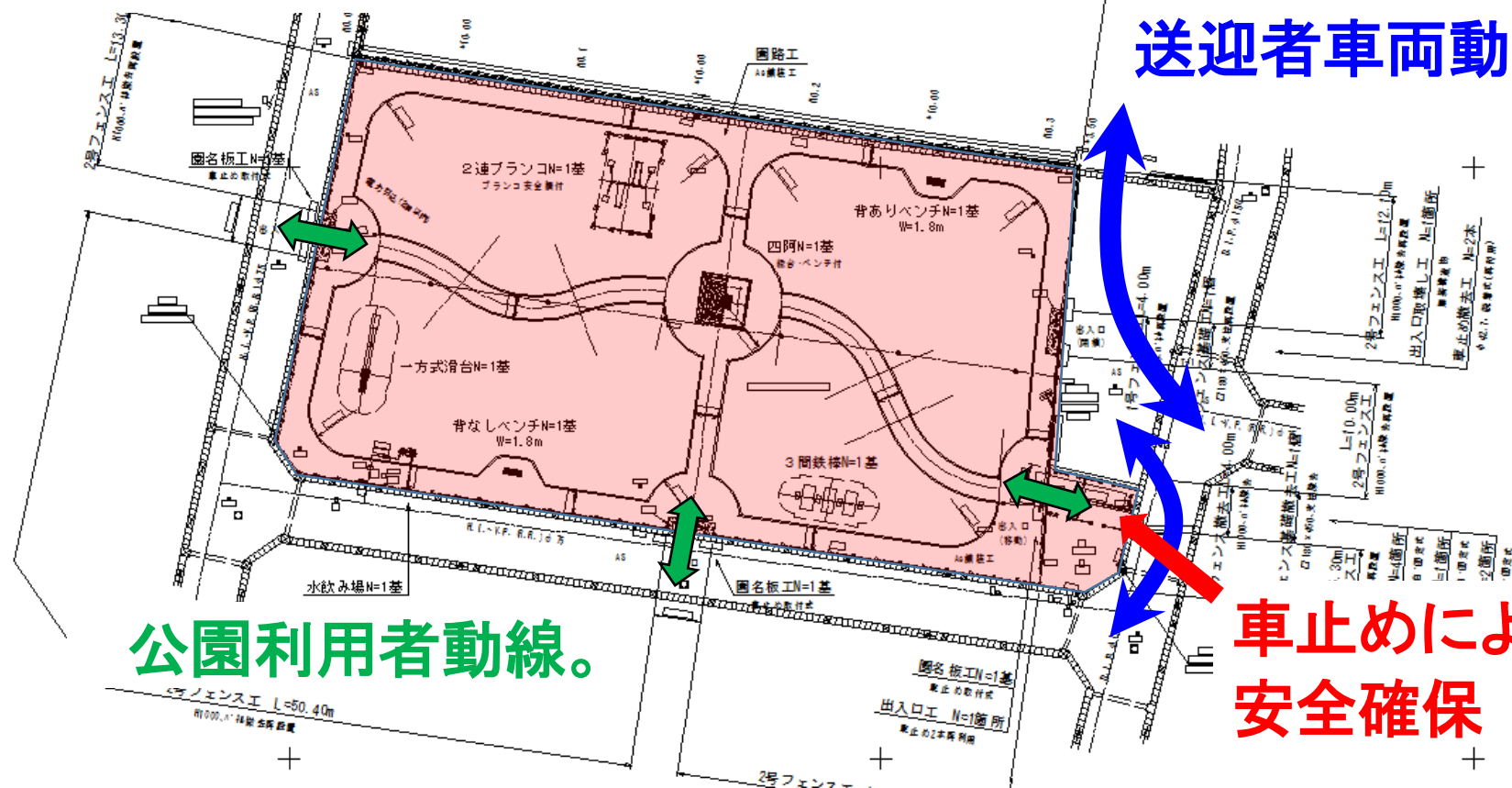


3 都市計画公園の整備計画について

6か所の街区公園のうち本公園(時田公園)のみが未整備でしたが、**今年度整備**を行っていきます。

令和3年3月整備竣工予定。

**幼稚園バス、
送迎者車両動線。**



公園利用者動線。

**車止めにより
安全確保**

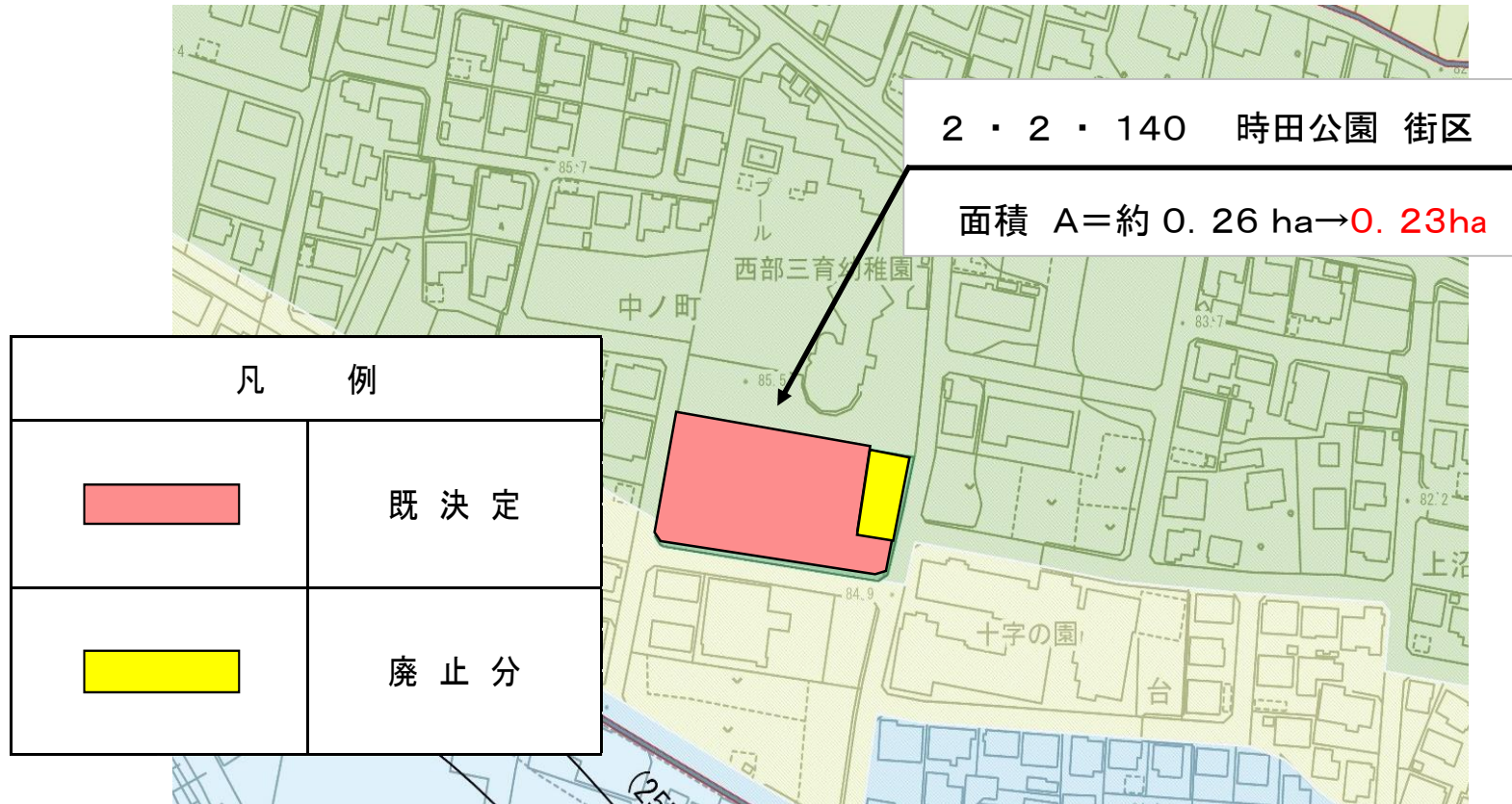
4 都市計画公園の区域について (1) 変更の理由



凡	例
	既 決 定
	廃 止 分

本案件の2・2・140 時田公園の公園整備を契機として、周辺の生活環境（北側幼稚園の送迎バス、送迎車両、待機車両）に配慮し、公園の安全な利用と周辺の交通安全を確保するため、区域（面積）の変更を行うものです。

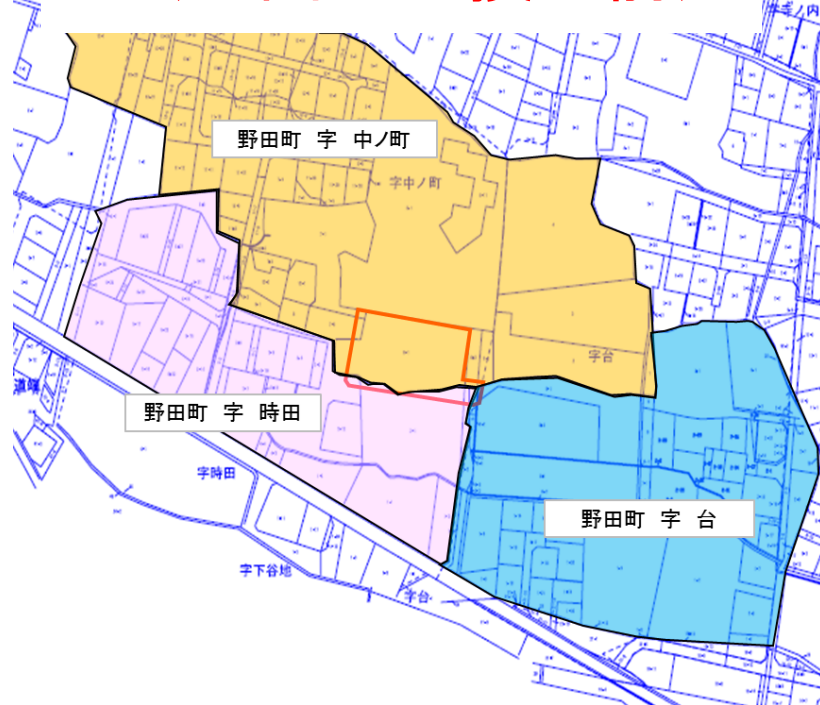
4 都市計画公園の区域について (2) 面積



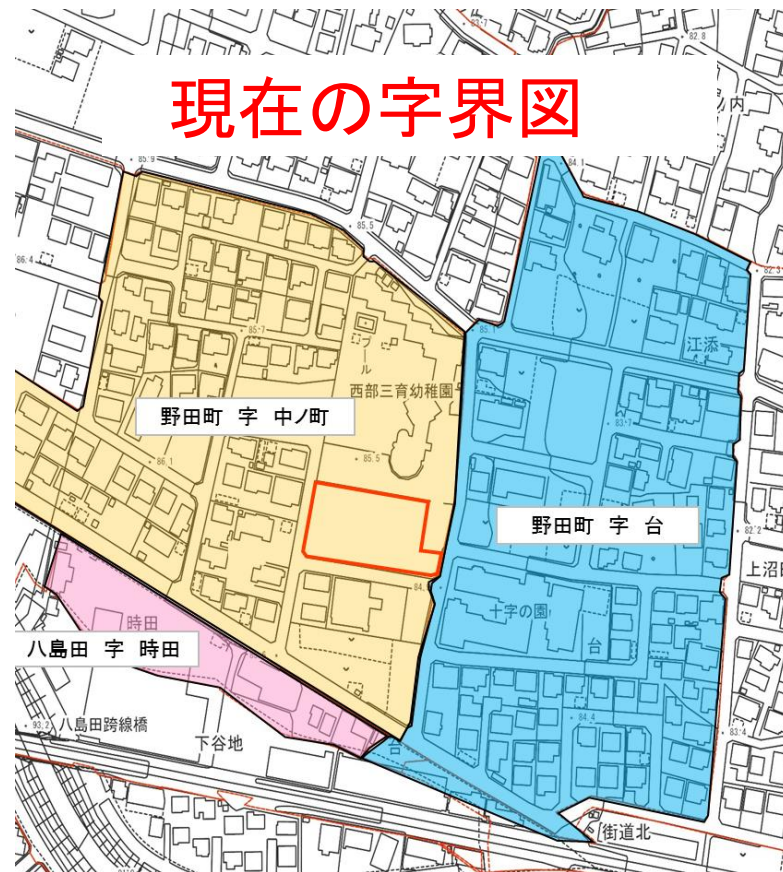
本案件の2・2・140 時田公園は、面積約0. 26haで都市計画決定されていますが約0. 03haを廃止し、**約0. 23ha**に変更するものであります。

4 都市計画公園の区域について (3) 位置

当初決定時の字界図
(区画整理換地前)



現在の字界図



区画整理事業により字名が変更となっていることから、

都市計画の区域の位置は、福島市野田町 字 時田、台が廃止となり、福島市野田町 字 中ノ町となります。

5 都市計画公園の変更による支障の有無の整理

①土地区画整理において公園面積が減ることの支障の有無

土地区画整理法施行規則第9条第1項第6号の規定により、公園用地は施行地区の3%以上とされておりますが、今回廃止する面積を引いても3%を下回らないことから支障はありません。

施行地区面積 $A=58.8\text{ha}$

公園面積(当初) $A=1.90\text{ha}(3.23\%)$

都決変更減面積 $A=0.03\text{ha}(255.02\text{m}^2)$



公園面積(変更後) $A=1.87\text{ha}(3.18\%)$

5 都市計画公園の変更による支障の有無の整理

②地区計画(福島西地区計画)における支障の有無

福島西地区計画において、当該箇所は地区計画上、「住宅街区」に属しておりますが、良好な居住環境を阻害することはない、都市計画公園として土地地区画整理に必要な公園面積を満たし、地区計画上の地区施設(公園、緑地)の指定もしていないため、地区計画への支障はないものと判断いたします。

5 都市計画公園の変更による支障の有無の整理

③公園としての利用形態としての支障の有無

公園の理想形としては長方形が理想ですが、公園の機能（遊具、園路、施設）としては、鍵形ではあるが、長方形と遜色ないよう十分に検討・計画している。また、東側に出入り口を配置することにより利便性、安全性を確保しており、利用形態として支障はありません。

なお、街区公園として近隣住民の利用促進を図るため、公園の有する機能、形体など安全な利用について地元町内会・住民との協議を重ね了承を得ております。

5 都市計画公園の変更による支障の有無の整理

- ①土地区画整理法上の支障はない。
- ②地区計画（福島西地区計画）上の支障はない。
- ③公園としての利用形態としての支障はない。



以上のことから、2・2・140時田公園の都市計画の
変更（一部廃止）を行うものであります。